## 第3章 救急医療対策

#### 【現状と課題】

#### 現状

- 1 救急医療体制の整備
- (1) 第1次救急医療体制
  - 令和5(2023)年10月1日現在、休日夜間診療所は医科が42か所、歯科が17か所設置されています(図3-①)。また、地区(医師会)単位でみると、医科では、休日夜間診療所設置が8地区、在宅当番医制実施が3地区、両制度併用が15地区、未実施が1地区となっています。
  - 比較的軽症の患者が、まず最寄りの外来救急 医療を担う医療機関に受診するよう、県民への 啓発、周知を図るとともに、緊急性のない時間 外受診の抑制についても周知する必要があり ます。

#### (2) 第2次救急医療体制

- 「救急病院等を定める省令」では、救急隊に よる常時の搬送先として、救急病院、救急診療 所を告示することとなっています。
- 第1次救急医療を担う休日夜間診療所の後 方病院として、入院又は緊急手術を要する救急 患者の医療を担当する第2次救急医療施設が 整備されています。第2次救急医療体制は、県 内に15の広域2次救急医療圏域を設定し、広 域2次救急医療圏域ごとに病院が輪番方式で 対応する病院群輪番制により実施されていま す。(図3-②)
- 令和5(2023)年10月1日現在、86か所の医療機関が病院群輪番制に参加しています。また、このほかに、救命救急センターを設置している24病院の第3次救急医療機関のうち、広域2次救急医療圏域の事情により、14病院が輪番に参加して第2次救急医療体制の支援を行っています。

#### (3) 第3次救急医療体制

○ 令和 5 (2023)年 10 月 1 日現在、救命救急センターを 24 か所指定し、第 2 次救急医療機関の後方病院として、脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷などにおける重篤救急患者の救命医療の確保のため、24 時間体制で対応しています。

また、救命救急センターのうち、広範囲熱傷、 指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者を受け入 れる施設である高度救命救急センターを 2 か 所指定しています。

なお、重篤な小児患者を24時間体制で受け

#### 課題

- 未実施地区については、地域の第2次 救急医療機関と連携する必要がありま す。
- 日頃の病歴等健康状態を管理し、急病 時に適切な指示が受けられるよう、「か かりつけ医」の定着を図ることが必要で す。

- 広域 2 次救急医療圏域と 2 次医療圏域が整合しない地域がありますが、その見直しについては、救急搬送の問題等を踏まえ、検討する必要があります。
- 広域 2 次救急医療圏の事情により、第 3 次救急医療機関が病院群輪番制に参加し、第 2 次救急医療を担っている広域 2 次救急医療圏が 9 医療圏あります。こ の現状を踏まえて、第 2 次救急医療体制 のあり方について検討する必要があります。
- 緊急性の高い疾患については、救命救 急センター及びそれに相当する機能を 有する高度救命救急医療機関が複数で 機能別に対応し、緊急性の高くない疾患 については、それ以外の入院救急医療機 関で対応するなど、機能分化を一層推進 することが必要です。

入れ、超急性期の医療を提供する施設である小 児救命救急センターを平成28(2016)年3月30 日付けで1か所指定しています。(図3-③)

○ 厚生労働省が行う救命救急センター充実段 階評価において、令和元(2019)年~令和4 (2022)年は、全ての救命救急センターがS又は Aと評価されています。

#### (4) 救命期後医療

○ 救急医療機関(特に第3次救急医療機関)に 搬入された患者が救急医療用の病床を長期間 使用することで、救急医療機関が新たな救急患 者を受け入れることが困難になる、いわゆる医 療機関の「出口の問題」が指摘されています。

#### (5) 母体救命救急体制

- 重篤な合併症(脳卒中、心筋梗塞等)を併発した妊産婦の救急患者については、救命救急センターや周産期母子医療センターを中心に、救急医療部門と周産期医療部門及びその関係部門(脳神経外科、心臓血管外科等)が連絡を取りあって受入れをしています。
- 2 愛知県広域災害・救急医療情報システムの運営 ○ 昭和 56(1981)年4月に県内全域を対象とし た愛知県救急医療情報システムを整備し、県民 等に対し24時間体制で医療機関の案内業務を 行っています。

平成10(1998)年には、災害時に医療機関の被災情報を把握する広域災害医療情報システムを導入し、現在では、厚生労働省、他都道府県と連携して全国共通の災害医療情報等を収集する、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)により災害医療の情報収集機能の強化を図っています。

- 平成 16(2004)年6月からは、インターネット方式による新たなシステムを導入するとともに、現在では、5か国語(英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国語)による音声FAX自動案内を開始しています。
- 平成 21(2009)年4月末からは、救急隊が医療機関へ搬送した情報や、問合せしたものの受入れ不能であった情報を、当該救急隊が携帯電話を使って入力することにより、受入医療機関に関する情報を共有する救急搬送情報共有システム(ETIS)を全国で初めて運用開始しています。
- 令和元(2019)年 12 月からは、県民が現在受 診可能な医療機関を検索できるWebサイト

- 救命救急センターの更なる機能強化・ 質の向上を図る取組の実施が望まれま す。
- 急性期を乗り越えた患者が、より一層 円滑に救急医療病床から一般病床や療 養病床等への転床・転院できるよう、体 制を構築する必要があります。
- 合併症を併発している妊産婦の受入 れ体制の充実強化のため、救急医療と周 産期医療の連携を図る必要があります。
- EMISをより活用するため、消防機 関との連携を一層図る必要があります。

「あいち救急医療ガイド」に外国語表示機能を 追加し、4か国語(英語、中国語(繁体語・簡 体語)、韓国語、ポルトガル語)による案内を 開始しています。

#### 3 ドクターヘリによる活動

- 平成 14(2002)年1月から、愛知医大病院高度救命救急センターにドクターへリ(医師が同乗する救急専用へリコプター)を常駐させ、消防機関、医療機関等からの出動要請に基づき、救急医療の専門医・看護師が同乗して、救急現場に出動し、患者に高度な応急措置を行い、医療機関へ短時間で搬送を行うことで、救命率の向上を図っています。
- 出動実績は、令和 2 (2020) 年度 367 件、令和 3 (2021) 年度 398 件、令和 4 (2022) 年度 359 件 となっています。
- 愛知県から他県に出動した件数は、令和2 (2020)年度は2件、令和3(2021)年度は1件、 令和4(2022)年度は1件となっています。

また、他県から愛知県に出動した要請件数は、令和2(2020)年度は19件、令和3(2021)年度は14件、令和4(2022)年度は14件となっています。

- 令和6(2024)年2月から、藤田医大病院高度 救命救急センターに2機目のドクターへリを 配備しています。
- 「大規模災害時におけるドクターへリの運用 体制構築に係る指針」への対応について、中部 ブロック内で会議を行い、災害時における広域 的な連携・協力体制の構築を図っています。

#### 4 救急医療についての普及活動の実施

- 毎年、9月9日を救急の日とし、9月9日を 含む1週間を救急医療週間として、全国的に各 種行事が行われています。
- 愛知県では、9月9日又はその前後の日に、 県民に救急医療・救急業務に対する理解と協力 を得るため、救急医療推進大会を開催し、救急 医療・救急業務功労者の表彰を行っています。

#### 5 病院前医療救護活動の充実強化

- 救急救命士の処置範囲の拡大を中心とした 救急業務の高度化を推進するため、愛知県救急 業務高度化推進協議会及び県内7地区にメデ ィカルコントロール協議会を設置しています。
- 救急救命士を計画的に養成するとともに、常時指示体制の確立などメディカルコントロール体制の構築を図っています。

○ 令和 4 (2022) 年の出動要請 511 件の うち、他事案出動中や機体不具合等によ る不応需が 49 件ありました。隣県でも 同様の事態が発生するため、県域を越え た応需体制を検討する必要があります。

- 新規の救急救命士を養成するととも に、高度な技術を維持するための再教育 を進めていく必要があります。
- 医療機関で働く救急救命士において も、業務の質を担保する仕組みが必要と なります。

- 心肺停止者に対する自動体外式除細動器(A ED)の使用が医師などの資格を持たない一般 県民にも認められていることから、県庁や多く の県民が利用する施設に設置されています。
- 6 傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準
  - 消防機関による救急業務としての傷病者の搬送及び医療機関による当該傷病者の受入れの迅速かつ適切な実施を図るため、平成23(2011)年12月に傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準を定めて運用しています。

救急隊は、この基準中の観察項目等を使用し、搬送先を決定します。また、受入先決定に多数回照会が必要な事案の多い手指切断例の事案では、テレトリアージという仕組みを活用し、より適切な搬送を目指しています。

- 近年、全国の多くの消防本部で課題と認識されている心肺蘇生を望まない傷病者への対応について、県内の全消防本部において対応方針が定められています。
- 7 新興感染症の発生・まん延時における体制
  - 新興感染症発生・まん延時に、感染症患者受 入れ専用の病床を確保しています。
- 新興感染症発生・まん延時に、救急外来の機能が制限されないよう、平時のうちから医療機関の役割分担を明確化にする必要があります。

#### 【今後の方策】

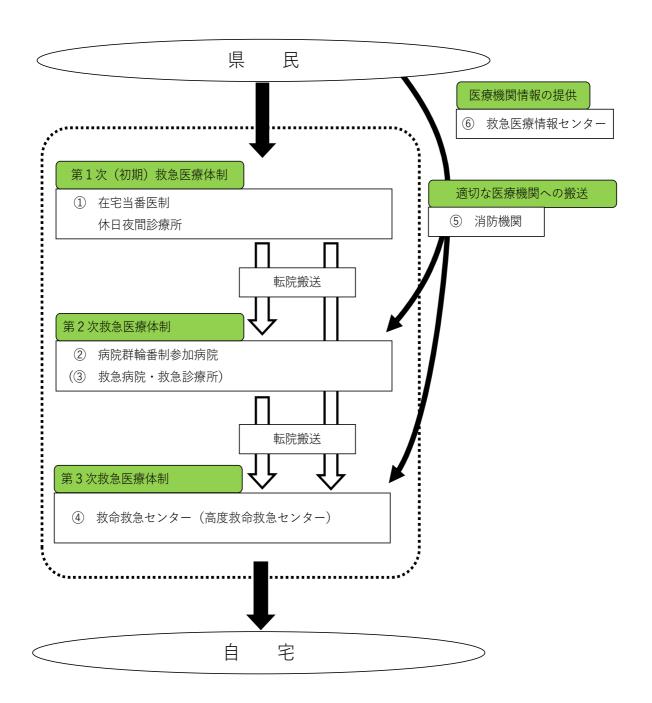
- 広域2次救急医療圏ごとに医療資源等の状況が異なるため、第3次救急医療機関の病院群 輪番制の参加も含めて、地域の実情に応じた第2次救急医療体制の構築について検討を進め ていきます。
- 救命救急センターの更なる機能強化・質の向上のための取組として、令和 5 (2023) 年 1 月から試行している「重症外傷センター」の有効性を検証し、本格導入に向けた検討を進めていきます。
- 合併症を併発している妊産婦の受入れ体制の充実強化のため、救急医療と周産期医療の連携を進めていきます。
- 救急医療の適正な利用を図るため、救急医療に関する診療所と病院の役割などについて、 様々な場を通じ啓発をしていきます。
- 第1次から第3次までの救急医療体制それぞれの充実を図るとともに、適切な機能分担の 推進を図っていきます。

#### 【目標值】

重症者の救急搬送のうち、受入照会回数が4回以上のものの割合

0.6% ⇒ 維持(令和3(2021)年)

#### 【救急医療体制図】



#### 【体制図の説明】

救急医療とは、通常の診療時間外(休日、夜間)及び緊急的に医療を必要とする者に医療を提供するもので、第1次、第2次、第3次と機能分担された救急医療体制を構築することとされています。

- ① 第1次(初期) 救急医療体制とは、休日、夜間において、外来の救急患者への医療を提供する体制であり、休日夜間診療所又は在宅当番医制による医療提供体制が、市町村の広報等により周知されています。
- ② 第2次救急医療体制とは、救急隊及び第1次救急医療を担う医療機関からの要請に応え、入院又は緊急手術を要する救急患者に医療を提供する体制であり、病院群輪番制病院(休日、夜間に当番で診療に当たる病院)が救急患者を受け入れています。
- ③ 救急病院・救急診療所とは、救急病院等を定める省令に基づき、救急隊によって搬送される

傷病者への医療を担当する医療機関であり、一定の要件を満たし、かつ救急業務に協力する旨の申出があった場合に、知事が認定、告示しています。病院群輪番制に参加している医療機関と、参加していない医療機関があります。

- ④ 第3次救急医療体制とは、第2次救急医療体制では対応できない脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷、熱傷、小児の特殊診療などの重篤な救急患者に、24時間体制で高度な医療を総合的に提供する体制であり、救命救急センターが救急患者を受け入れています。
- ⑤ 消防機関は、傷病者の状態に応じて2次又は3次救急医療機関に受入れを要請し、搬送します。
- ⑥ 愛知県救急医療情報センターでは、県民等に対し、24 時間体制で救急医療機関の案内業務を 行っています。
- ※ 具体的な医療機関名は、別表に記載しています。

#### --- 用語の解説

○ 病院前医療救護活動 (プレホスピタル・ケア)

救命率を向上させるため、傷病者を医療機関に搬送するまでの間に救護活動を実施すること をいいます。

平成3 (1991)年に救命救急士法が制定され、医師の指示の下に救急救命処置を行うことができる資格(救急救命士)が定められました。現在、実施範囲が拡大され、医師の指示の下、気管挿管、薬剤投与などの実施が認められています。

除細動が1分遅れるごとに $7\sim10\%$ 生存率が低下するといわれています。その除細動を一般人でも安全に実施できる機器が自動体外式除細動器(AED)です。

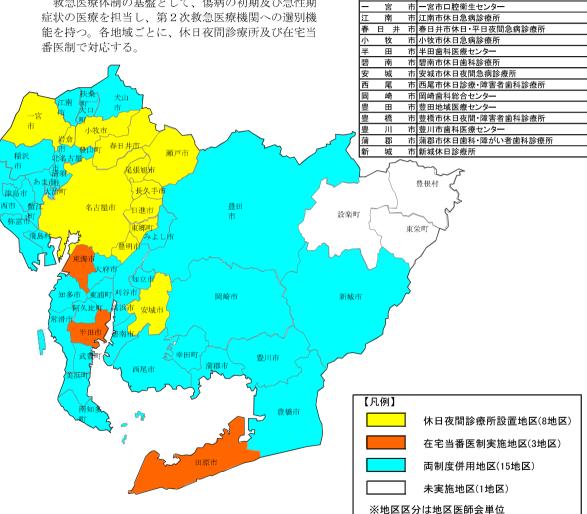
○ テレトリアージ

平日9時~17時の時間帯に、救急隊が、手指切断患者の負傷状態を画像送信等により医療機関に情報提供し、搬送先や適切な処置等について助言指示を得るものです。愛知県内を3区分し、名大附属病院(名古屋地区)、愛知医大病院(尾張地区)、厚生連安城更生病院(三河地区)において実施されています。

名古屋市医師会千種区休日急病診療所	群	市医師会		<b>『診療所一覧(医科) 42か所</b>   診療所名	管轄市町村
## 昭和区 # ** ## 明和区 # ** ## 明和区 # ** ## 明和区 # ** ## 明和区 # ** ## 日本   ** ## 明和区 # ** ## 自身 #* ## 第二 ## 中和区 # ** ## 第二 ## 中和 #					13 13-1- 7 13
東部平日夜間急病をシター 名東区体日急病診療所					1
東部平日夜間急病をシター 名東区体日急病診療所				" 守山区休日急病診療所・	1
1         名東区休日急病診療所           1         急病と少夕一(眼径、耳鼻咽喉科)           1         北区休日急病診療所           1         西区           1         西区           1         西区           1         市           1         市           1         市           2         市           1         市           2         市					
##					†
# 記区休日急病診療所					†
## 20 本 古 屋 市     ## 20					ł
A 古 屋 市					+
□ 中村区					ļ
	名	古 屋	市		名古屋市
	"	,			
## 下午白区 ## 中村区 ## 中村区 ## 中村区 ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##					1
中村区				" 緑区休日急病診療所	1
# 熱田区 # 中川区休日急病診療所 連島市				リ 天白区 リ	1
# 中川区休日急病診療所 西部平日夜間急病センター				リ 中村区 リ	1
連部平日夜間急病センター 常区休日急病診療所 準島市 った高市、大治町、 った高市、大治町、 った高市、大治町、 った高市・大治町、 った高市・大治町・ 一宮市 一宮市・大治町・ 一宮市 一宮市・大治町・ 一宮市 一宮市・北名古屋に 東郊 "				リ 熱田区 リ	1
連部平日夜間急病センター 常区休日急病診療所 準島市 った高市、大治町、 った高市、大治町、 った高市、大治町、 った高市・大治町、 った高市・大治町・ 一宮市 一宮市・大治町・ 一宮市 一宮市・大治町・ 一宮市 一宮市・北名古屋に 東郊 "				n 中川区休日急病診療所・	Ī
#					
津島         市         津島地区休日急病診療所         津島市           海部地区急病診療所         津島市         要西市、弥富市、弥富市、弥富市、弥富市、弥富市、弥富市、弥富市、弥富市、弥富市、弥富					i
海部地区急病診療所	油	自.	市		净良古
<ul> <li>海部地区急病診療所</li> <li>一宮市休日急病診療所</li> <li>一宮市休日急病診療所</li> <li>一宮市休日急病診療所</li> <li>一宮市休日急病診療所</li> <li>福沢市</li> <li>石方でする</li> <li>屋東部</li> <li>水大山市休日急病診療所</li> <li>大山市、江南市</li> <li>大山市、江南市</li> <li>カイカー</li> <li>大山市、江南市</li> <li>カイカー</li> <li>村倉市</li> <li>中国を目井市休日・甲1を間急病診療所</li> <li>東戸市、区張旭市</li> <li>東名古屋医師会休日急病診療所</li> <li>東名古屋医師会休日急病診療所</li> <li>東海市、大り水中、</li> <li>東海市、大り水中、</li> <li>東海町</li> <li>カン多市休日診療所</li> <li>東海市</li> <li>カンター・カンター・カンター・カンター・カンター・カンター・カンター・カンター・</li></ul>	175	ρūj	112	中面地区     日心	
一	·		40	<b>光和原序系统</b> 存储	
一宮市         一宮市休日急病診療所         一宮市           稲 沢市         市 植紀市医師会体日急病診療所         稲沢市           西 名 古 屋 西部休日急病診療所         清須市、北名古屋: 豊山町           水 北京南市         大山市休日急病診療所         大山町、江南市、大口町、大桑町 井倉市・ カン 村田・ 大口町、大公町、大公町、大公町、大公町、大公町、大公町、大公町、大公町、大公町、大公	狦		問		
福 沢 市 福沢市医師会休日急病診療所					
西名古屋西部休日急病診療所 清須市、北名古屋 豊山町 火山市休日急病診療所 大口町、扶桑町 岩倉市		宮	市	一宮市休日急病診療所	一宮市
現	稲	沢	市	稲沢市医師会休日急病診療所	稲沢市
東部	<del>115</del>	<i>b</i> +	E.	西部休日急病診療所	清須市、北名古屋市
上	129	20 0	/42.	東部 "	豊山町
上	_		مال	犬山市休日急病診療所	犬山市、江南市、
岩倉市	圧		٦Ľ	江南市 "	
春 日 井         市 春日井市休日・平日夜間急病診療所         春日井市           小 牧         市 小牧市休日急病診療所         小牧市           瀬 戸 旭         旭 瀬戸旭休日急病診療所         瀬戸市、尾張旭市           東         豊明市休日診療所         豊明市、日進市、長久手市、東郷町           東名古屋、農明市休日診療所         豊明市、日進市、長久手市、東郷町、常市、大田・東郷町、南知多町、東浦町、南知多町、東浦町、南知多町、東浦町、南知多町、東浦町、南知多町、東浦町、南知多町、東浦町、南知多町、東浦町、南知の町、東浦町、南知の町、東浦町、南知の町、東浦町、東河へ町、武豊町           碧 南         市 翌南市         川谷市・田町、田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・	岩	台	тhi	岩食市 #	
小 牧         市 小牧市休日急病診療所         小牧市           瀬 戸         戸 旭瀬戸地休日急病診療所         瀬戸市、尾張旭市           東名古屋         豊明市休日を廃所         豊明市、日進市、長久手市、東郷町 常滑市、大府市、東多市、阿久比町、東浦町、南知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町           知 多市 型南市 ″         劉帝市 型南市         別谷下、東郷町 南知多町、東浦町、南知多町、東浦町、南知多町、東海町 市 型南市           別 公 公 が         別公を師会休日診療所         関南市           カ 公 公 に耐きな休日を開急病診療所         西尾市         西尾市休日診療・障害者歯科診療所         西尾市           西 店 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 部 市 大学日町         豊田市 立 京部休日を開急病診療所         豊田市、みよし市           豊田市 立 南部休日を間急病診療所         豊田市、本ま日町         豊田市、本ま日町           豊田市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市					
<ul> <li>瀬戸旭休日急病診療所</li> <li>瀬戸市、尾張旭市</li> <li>東名古屋医師会体日急病診療所</li> <li>豊明市、日進市、長久手市、東郷町</li> <li>知多市休日診療所</li> <li>豊明市、日進市、長久手市、東郷町</li> <li>常滑市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南魚町、三、東郷町、南魚町、三、東河、武豊町</li> <li>碧南市</li> <li>刈谷医師会体日診療所</li> <li>翌南市</li> <li>刈谷医師会体日診療所</li> <li>海南市</li> <li>刈谷医師会体日診療所</li> <li>五四尾市休日診療・障害者歯科診療所</li> <li>世間</li> <li>時間</li> <li>市 西崎市医師会会間急病診療所</li> <li>世間</li> <li>市 西崎市医師会を間急病診療所</li> <li>豊田市立南部休日教園、内科診療所</li> <li>豊田市、みよし市</li> <li>豊田市、本田町</li> <li>豊田市、本田町</li> <li>豊田市、本田町</li> <li>豊田市、海郡市・田島・南診療所</li> <li>豊田市、西島・南部休日教園、大田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・</li></ul>		11 /1			
東名古         屋 豊明市休日診療所 東名古屋医師会休日急病診療所         豊明市、日連市、 長久手市、東郷町 常滑市、大府市、 知多市、阿久比町、 東浦町、南知多町、 美浜町、武豊町           碧南市         市 却多市休日診療所         翌南市、阿久比町、 東浦町、南知多町、 美浜町、武豊町           碧南市         カ         20人手市、東郷町           碧南市         カス全医師会休日診療所         別谷市、知立市、 高浜市           西         域         市 安城市休日夜間急病診療所         西尾市           西         屋田市、日の崎市医師会夜間急病診療所         西尾市         西尾市           豊田加度医師会夜間急病診療所         豊田市、みよし市         豊田市、みよし市           豊田市、日の崎市休日夜間急病診療所         豊田市、みよし市         豊田市、本まし市           豊田市、市・農川市         豊川市         豊川市           市 満都市本日急病診療所         豊橋市         カ州城休日診療所           新城休日診療所         海球市         毎財市           毎日         カ州城休日診療所         毎財市					
東名古屋医師会休日急病診療所         長久手市、東郷町           知 多 市         市知多市休日診療所         常滑市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、東浦町、東浦町、東浦町、東浦町、東浦町、東浦町、東浦町、東浦町、東浦	1250	<i>)</i> ·	/E		
知 多 市 知多市休日診療所 常滑市、大府市、知多市、阿凡比町、東浦町、南多町、美浜町、武豊町 碧南市	東	名 古	屋		
知 多 市 知多市休日診療所 知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、 東浦町、南知多町、 美浜町、武豊町 碧南市 リ	<u> </u>		_	R名百星医即云怀 F 志納診療房	
期         事         市         東浦町、南知多町、美浜町、武豊町           碧         南         市         碧南市         碧南市           別         公         刈谷医師会体日診療所         刈谷市、知立市、高浜市           支         城         市         安城市休日夜間急病診療所         西尾市           西尾         団         豆匠尼市休日診療・障害者歯科診療所         西尾市         西尾市           園         崎         市 岡崎市医師会夜間急病診療所         豊田市、本田町         豊田市、みよし市           豊田市、財         市         豊田市、みよし市         豊田市、みよし市         豊福市         市・市・大田市         豊田市、海ボ市・休日急病診療所         豊福市         市市・市・市・市・市・市・市・市・市・市・市・市・市・市・市・市・市・市・市					
	έση.	4.	di:	知多市休日於療证	知多市、阿久比町、
碧南市         市         碧南市         別谷市、知名市、知名市、知名市、知名市、知名市、知名市、知名市、知名市、知名市、国东市           安城市         村谷庭師会休日診療所         別谷市、知立市、高浜市           西尾         豆 西尾市休日診療・障害者歯科診療所         西尾市           西 商         市 岡崎市、空田町、空港・日東会内科診療所         豊田市、本まし市、豊田市、本まし市、豊田市、本まし市・豊田市、中の場所・豊田市、中の場所・豊田市、中の場所・豊田市、中の場所・豊田市、中の場所・豊田市・市・市・市・市・市・市・市・市・市・市・市・市・市・市・市・市・市・市	Xμ	39	111	2000   100	東浦町、南知多町、
双 谷 刈谷医師会休日診療所					美浜町、武豊町
双 谷 刈谷医師会休日診療所	毥	鼓	ılı:	<b>車</b> 南市 "	<b></b>
対	_	113	1117	M 113/15	
安 城         市 安城市休日夜間急病診療所         安城市           西 尾 幅         豆 西尾市休日診療・障害者歯科診療所         西尾市           岡崎市 店園崎市店部会夜間急病診療所         岡崎市、幸田町           豊 田 加 茂         豊田市立南部休日教急内科診療所         豊田市、みよし市           豊 橋 市 豊橋市休日夜間急病診療所         豊橋市           豊 川 市 豊川市         カ 豊橋市休日食間急病診療所         豊橋市           豊 川 市 遺那市本日急病診療所         土 郡 市 満郡市本日急病診療所         土 郡 市 満郡市市休日急病診療所           新城休日診療所         毎 城市	JIX.		谷	刈谷医師会休日診療所	
西 尾 幡 豆 西尾市休日診療・障害者歯科診療所 西尾市 岡崎市 時間時 市 岡崎市医師会夜間急病診療所 岡崎市、幸田町 豊 田 加 茂 豊田市立南部休日教急内科診療所 豊田市、みよし市 豊 橋 市 豊橋市休日夜間急病診療所 豊橋市 場別市 市 豊川市 加 豊川市 浦都市市休日急病診療所	rt:	4eb	4:	字	
図 崎         市 岡崎市医館会夜間急病診療所         岡崎市、幸田町           豊 田 加 茂         豊田市及医師会立休日教急内科診療所         豊田市、みよし市           豊		77.			
豊田 加 皮         豊田加茂医師会立休日救急内科診療所 豊田市立南部休日救急内科診療所         豊田市、みよし市           豊 橋 市豊橋市休日夜間急病診療所         豊橋市 豊橋市休日金浦診療所         豊橋市 豊川市           湖 市 市豊川市 リ         豊川市           湖域休日診療所         新球休日診療所			뵤	四尾甲环日診療・阿吉百图科診療所	
豊田市立南部休日救急内科診療所         豆田川、みよし川           豊 橋 市豊橋市休日夜間急病診療所         豊橋市           豊 川 市豊川市         豊川市           満 郡 市潘郡市休日急病診療所         満郡市           新城休日診療所         毎城市	岡	畸	币		岡崎市、幸田町
豊田市	曹	EE Ju	苍		豊田市 みよし市
豊 川 市豊川市					
蒲         郡         市         蒲郡市休日急病診療所         蒲郡市           新         助         新城休日診療所         新城市		橋	市	豊橋市休日夜間急病診療所	豊橋市
新	豊	Л	市	豊川市 "	豊川市
新	蒲	郡	市	蒲郡市休日急病診療所	蒲郡市
新 坂  新城市   新城市	_		1.1	新城休日診療所	
	新		城	新城市夜間診療所	新城市

- 注1:※は休日夜間診療所のみ実施。その他は、在宅当番医制と併用。
- 注2: 東海市医師会、半田市医師会及び田原市医師会は在宅当番医制を実施。
- 注3: 北設楽郡医師会(設楽町・東栄町・豊根村)は未実施。

# ■第1次救急医療施設 救急医療体制の基盤として、傷病の初期及び急性期



17か所 診療所名

名古屋北歯科保健医療センター

名古屋南

市 津島地区急病診療所

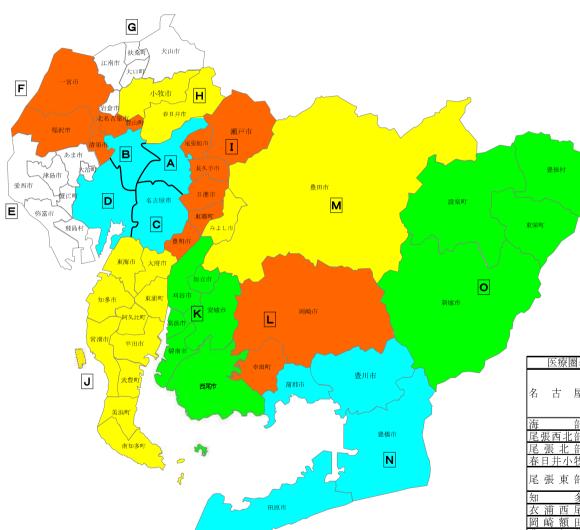
所在地

名 古 屋 市

島

-144-

# 図3-② 第2次救急医療体制図(令和5年(2023)年10月1日)



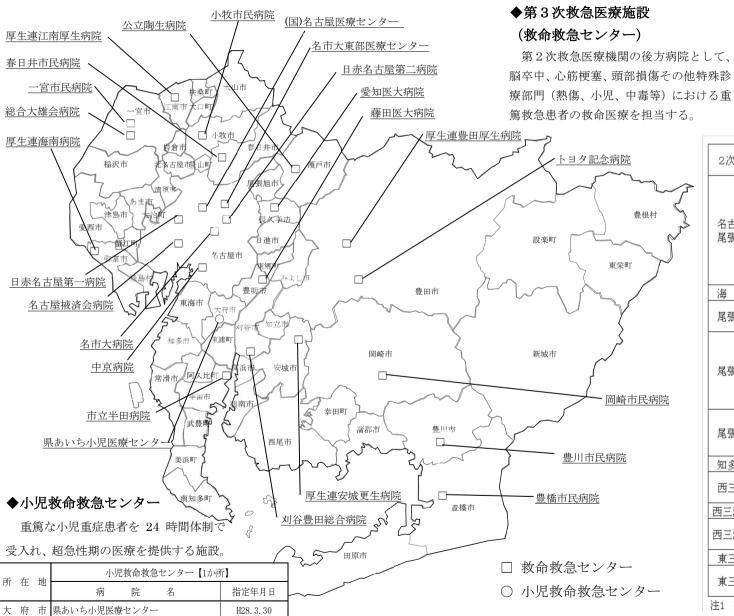
### ■第2次救急医療施設

第1次救急医療機関の後方病院として、入院 又は緊急手術を要する救急患者の医療を担当 するもので、県内 15 の広域 2 次救急医療圏ご とに、いくつかの病院が共同連帯して輪番方式 で対応する。

広域2次救急医療圏

	F- 4.04	lvel A		7-1-71-7-12-12-12-12-12-12-12-12-12-12-12-12-12-	
	医療	圈名	1		運営開始年月日
			Α	(千種区・昭和区・守山区・名東区)	
名	<sub>2</sub> +	屋	В	(東区・北区・西区・中区)	S53. 10. 1
**	古	里	С	(瑞穂区・南区・緑区・天白区)	355. 10. 1
			D	(中村区・熱田区・中川区・港区)	
海		部	Е	津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡	S54. 10. 1
尾	張西非	台部	F	一宮市、稲沢市、清須市、北名古屋市、西春日井郡	S54. 4. 1
尾	張 北	部	G	犬山市、江南市、岩倉市、丹羽郡	S55. 4. 1
春	日井小	、牧	Н	春日井市、小牧市	S54. 4. 1
尾	張 東	部	I	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、 愛知郡	S53. 4. 1
知		多	J	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡	S54. 4. 1
衣	浦西	尾	K	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市	S55. 4. 1
岡	崎 額	田	L	岡崎市、額田郡	S53. 4. 1
豊	田加	茂	M	豊田市、みよし市	S55. 9. 1
東	三河耳	坦	N	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市	S56. 4. 1
東	三河山	川間	О	新城市、北設楽郡	S56. 1. 1

# 図 3-③ 第 3 次救急医療体制図 (令和 5 (2023)年 10 月 1 日)



#### ◆高度救命救急センター

第3次救急医療施設のうち、広範囲熱 傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者 に対する高度な救命医療を担当する。

0.4区英国	救命救急センター【24か所	r]
2次医療圏	病院名	指定年月日
	名古屋掖済会病院 【中川区】	S53.5.23
	(国)名古屋医療センター 【中区】	S54.6.1
# 1.1	日赤名古屋第二病院 【昭和区】	S59.4.1
名古屋・ 尾張中部	中京病院 【南区】	H15.4.1
<b></b>	日赤名古屋第一病院 【中村区】	H15.5.1
	名市大病院 【瑞穂区】	H23.4.1
	名市大東部医療センター 【千種区】	R3.4.1
海 部	厚生連海南病院 【弥富市】	H25.9.1
日本本物	総合大雄会病院 【一宮市】	H22.4.1
尾張西部	一宮市民病院 【一宮市】	H22.5.1
	藤田医大病院 【豊明市】	S54.4.5
		(注1)R3.4.
尾張東部	愛知医大病院 【長久手市】	S54.7.1
		(注1)H8.3.2
	公立陶生病院 【瀬戸市】	H26.1.1
	小牧市民病院 【小牧市】	H3.4.1
尾張北部	春日井市民病院 【春日井市】	H27.10.1
	厚生連江南厚生病院【江南市】	H27.10.1
知多半島	市立半田病院【半田市】	H17.2.1
西三河北部	厚生連豊田厚生病院【豊田市】	H20.1.1
(의 그 / 의 기 ( 함)	トヨタ記念病院 【豊田市】	H23.4.1
西三河南部東	岡崎市民病院 【岡崎市】	S56.4.1
再二河去如开	厚生連安城更生病院【安城市】	H14.5.1
西三河南部西	刈谷豊田総合病院 【刈谷市】	H23.4.1
東三河北部	_	
東三河南部	豊橋市民病院 【豊橋市】	S56.4.8

注1 高度救命救急センター指定